



嘆 願 書

札幌国税不服審判所長殿

本審査請求案件につきましては、令和5年4月以降、原処分庁の調査不足及び判断誤りについて、税理士としての公正中立な立場において、証拠書類に基づき、客観的に具体的に指摘してまいりました。

原処分庁による調査については、検証すればするほど、明らかに“足りてない部分”があると認められます。そうした部分を含めて、審判官の職権によりきちんと事実関係の調査確認と検証をしていただきたいと願っております。そして、そのために審理期間が長期化するのはやむを得ないと考えています。

たしかに、審査請求人は、課税逃れのために申告所得を過少に申告していました。しかし、原処分庁の調査により発覚して以降、審査請求人は猛省し、全ての事実を明らかにして、原処分庁による適正な申告所得の把握に協力してまいりました。

そうであったにもかかわらず、原処分庁は、証拠資料等の検討を十分に行わず、事件の全容を把握しようとはせず、一方的な更正処分を行いました。

当初申告が不正だったからと言って、原処分庁自らが、適正な所得把握を放棄して、何をやっても良いわけではありません。言うまでもないことですが、国税庁が定めた調査手続や争点整理に関する正式なルールもあります。

また、当然のことですが、同一の証拠（物的証拠、人的証拠）を基に、正しく事実関係を検証したのであれば、そこから導き出される課税処分の結論は、本来同じものとなるはずですが。

「適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施する」ことは、国税庁の使命です。不十分な調査であれば、国税庁の使命に従った的確な調査とは言えません。

本審査請求案件につきましては、権利救済機関としての「国税不服審判所の存在意義が問われている」と考えています。

「納税者の正当な権利利益の救済と税務行政の適正な運営」という審判所の使命を踏まえ、正義の理念と公正中立な立場により、きちんとした「税務行政部内の最終判断」を下して頂きたいと願っております。

令和6年7月5日

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2階

税理士法人 Impact

代表社員 大箸 直彦

